

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携：取引先のテレワーク導入支援や、ノウハウの共有を通じた事業継続の支援に取り組みます
- b. IT実装支援：データの相互利用やIT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言等を行い、サプライチェーン全体のDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進します。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法の改善：労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に反映した対価の決定について、取引先と定期的に協議を行います。

②支払方法の改善：製造委託等代金は現金で支払い、支払期日までの期間を60日以内とする。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、その先の取引先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信に努めます。

2026年1月14日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社トシプラ

企業名

代表取締役 利川 智子

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。